

# 令和5年度 いじめ問題に関する取組の重点

～いじめを許さない学校づくり～

四街道市教育委員会

四街道市教育委員会が推進する「命の教育」の3つの柱「思いやる心」の育成・「強い心」の育成・「自尊感情」の育成は、いじめ問題について主体的に考えようとする意識、また、いじめが起きない集団や学校をつくろうとする意識を高めることにつながります。学校教育の重要課題であるいじめ問題への取組は、この3つの柱をもとに、学校教育全体を通して継続的に行うことが大切です。

各学校における取組の参考にしていただくために、本市のいじめに関する問題の傾向や、各学校の取組における課題をもとに、本市の先生方に、理解を深め、実践につなげていただきたいものをここにまとめました。

市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針と併せて心に留めていただくとともに、学校の実態に応じていじめ問題への対応の強化を図り、いじめを許さない学校づくりに向けて、全教職員による組織的な取組をお願いいたします。

## 1 いじめの理解

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条】

### (2) いじめの認知

ささいな兆候であっても見逃さず、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持つようにし、積極的にいじめを認知する。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。

いじめに該当するか否かの判断については、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、判断する。

### (3) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることから、被害児童生徒及び加害児童生徒について、注意深く観察を継続していく。

## 2 いじめの問題への取組の重点

**(1) 「いじめは絶対に許されない行為である」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底し、いじめを許さない学校づくりに努めること。**

いじめは、重大な人権侵害であり、「どのような社会にあっても、いじめは許されない」ということを毅然とした言葉と態度で指導すること。いじめは、子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことを理解させる。

**(2) いじめる子どもをださないこと。**

子どもたちを認め、ほめる機会を増やすことで、自信をつけ、自己有用感、自己肯定感を高めることが、他人の良いところを認めることのできる人間を育成することにつながる。

**(3) 道徳教育の充実を図り、いじめの未然防止に努めること。**

いじめの問題を自分のこととして捉えることができるよう、考え、議論する道徳の授業の推進を図るとともに、道徳の授業を要として、各教科、各領域を通して、横断的にいじめ防止に取り組んでいく必要がある。

**(4) 子どもの状況を的確に把握し、早期発見に努めること。**

いじめを早期に発見できるよう、「いじめアンケート」や教育相談を定期的を実施する。アンケート結果や日頃の観察をもとに、子どもの状況を的確に把握することが大切である。また、アンケートの集計方法やアンケート用紙の管理の仕方について、校内で共通理解を図るようにする。

**(5) いじめに関する情報の共有に努め、組織で対応すること。**

いじめに関する情報を把握した場合は、特定の教職員で情報を抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげるようにする。(学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る)

報告・相談を迅速に行うためには、教職員が情報共有をする手順、情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定め、確認しておく。

**(6) 子どもの気持ちに寄り添った指導を行うこと。**

予断や偏見を持たず、子どもたちの悩みを親身になって受け止め、子どもの発するサインをあらゆる機会をとらえて鋭敏に感知するように努める。コミュニケーションをとることが苦手な子どもについては、教職員が積極的に関わるようにし、困った時にすぐに相談ができるような日頃の関係づくりが大切である。

**(7) 保護者と連携しながら、いじめに関する問題への対応・指導を行うこと。**

保護者に対し、「学校いじめ防止基本方針」及びいじめの相談窓口を周知し、心配のある際は速やかに学校に相談するよう啓発に努める。

また、いじめが認知された場合は、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針等を伝え、信頼関係の下に理解と協力を得られるようにし、いじめ問題の解決に向けて連携して対応できるようにする。

**(8) 特に配慮が必要な子どもについては、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者と連携しながら、周囲の子どもに対する必要な指導を組織的に行うこと。**

発達障害を含む障害のある子どもが関わるいじめについては、個々の子どもの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報共有を行いながら、適切な支援を行うよう努める。

**(9) 重大事態には、速やかに対処すること。**

事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。特に不登校（年間30日が目安）の事案（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）に留意する。また、子どもや保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立があった場合は、重大事態が発生したものとして、報告・調査にあたる必要がある。

**(10) 教職員自身の人権意識を磨くこと。**

教職員の言動は、子どもたちに大きな影響を与え、いじめを助長する可能性があることを認識し、校内研修等により、人権意識を高めるよう努める。